

令和6年度 第3回 三河安城交流拠点検討審議会 議事録

日 時	令和7年2月12日（水）午後3時～午後5時	
場 所	市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	中村郁博会長、前田博副会長、上林功委員、信江雅美委員
	事務局	企画部長、行革・政策監、企画政策課長、プロジェクト推進室長、プロジェクト推進室長補佐、プロジェクト推進係職員 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
次 第	1 あいさつ 2 議事 （１）第2回審議会の振返りと論点確認 （２）計画主体との協議状況 （３）設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件 （４）次年度以降の検討に向けて （５）アリーナプロジェクトの意識醸成活動	

1 あいさつ

2 議事

（１）第2回審議会の振返りと論点確認

委員からの発言なし

（２）計画主体との協議状況

（事務局説明）

【上林委員】

資料2の3ページ⑤利用区分・料金設定の②「貸出対象の諸室」に関する検討状況、これは計画主体との協議を踏まえつつ、という形が前提にはなると思うが、従来の公共施設の場合、部屋貸しで対象は床の範囲のようなイメージで想定されていると考える。本計画においてはマルチユニットのように、例えばテナントが外壁部を含めて意匠的な作りこみを行ったり、スポンサーによる広告看板を設けた場合に、貸出対象の考え方が床だけでなく外壁面などを含めるなど、さまざまなパッケージのパターンが考えられる。貸し出しの仕組みを検討のうえ、さまざまなテナントが借りやすい状況になると考える。現状の貸し出し対象について、市の考え方について教えていただきたい。

【大屋室長】

今上林委員がおっしゃったのは、部屋のということか。それとも、それ以外の壁とかも全部含めてということでしょうか。

【上林委員】

通常、屋外への広告看板の掲出は館名サインなどに限定されるが、そういった広告看板のケースではない、マルチユニットそのものを貸し出して収益機会を増やす発想もありうる。これまでの貸し出し対象の考え方については、計画主体と協議する必要があるのではないかと考えている。

【大屋室長】

床のみでなく、マルチユニットごとというのは非常に面白いアイデアだと思う。実際、今までの協議の中でも、マルチユニットなどのテナント利用を想定する諸室等は、運営権の設定により床だけでなく壁面などの利用もパッケージ化し、ベンダーへ転貸することを想定している。

【中村会長】

マルチユニットっていうのは、どういったものを想定しているのか。ベンダーみたいな、飲食系のようなものが入っている一般的な貸室ではないと思っている。単なる質問なのだが、イメージしているものがあったら教えてほしい。

【大屋室長】

計画主体との協議の中では、前者の方で、ベンダーに貸し出すというようなイメージが強い印象。長期的貸し出しのような形で、ある程度の機材を持ち込みながら調理器具等も配備して販売を行うことを想定している。

【中村会長】

今の上林委員のご質問とある意味似ているところだが、多分こうなると、単なる内側のスペースで平米いくらではなく、こちらの壁にホットドッグならホットドッグ、飲み物は飲み物のように看板みたいな広告機能を持っているので、多分通常の契約とはちょっと違う契約になるのかなと思った。そこは、個別具体の話の中で詰めていけばいいだけの話だと思うので、ちょっと問題意識として共有していただければありがたい。

（３）設置管理条例及び実施方針条例で定めるべき事業条件

（事務局説明）

【信江委員】

資料３の３ページに、「公の施設として貸し出すためには指定管理者による許可（取消、中止命令含む）が必要となるが、裁量ある運営を実現するため利用料金設定の設定は運営権者が行い、その料金を運営権者が収受することを想定する」とある。この場合の指定管理者と運営権者というのは、実質イコールということか。

【大屋室長】

そのとおり。今回の安城市のケースにおいては、結果的にはイコールである。

【信江委員】

その場合、請け負う企業は、運営権者と指定管理者を社内に別組織を組成するのか。

【大屋室長】

一緒である。全く一緒のところで、立ち位置が違うということになる。

【前田副会長】

料金設定のところ、これは民間事業者側がこれくらいの料金体系でやりたいという申請をされて市のほうで承認を行うのか。だったら、いつも相談を持ち掛けられると、こんなに大変なことはない。なんでもいいんだ、市長が決めるんだ、といっても、あとが大変になるのではないかと心配している。

【大屋室長】

市長承認ではなく、事前に運営会社と市と協議の上、運営会社が市に利用料金の届出を行っていくことを想定している。今委員がおっしゃった通り、民間事業者による料金設定は非常に難しいところだと思う。さっと出てくるものではないので、事前に計画主体と協議しながら、料金はある程度市と相手との合意のもと、市の内部手続きを取っていくというのを想定している。

【前田副会長】

運営権設定では通常の流れだが、利用料金に目安があった方が協議しやすく、決めやすい。裏側でだいたい決めておいて、申請が出てきたらそれで問題ないという様にさせていただく方が良いのではないかな。よもや、計画主体がものすごく変な料金設定をするとは思えない。中途半端に裁量が効くと、かえって議会・庁内から突っ込まれやすい。この範囲の中で合理的に考えてこの程度、という方が事務的に処理しやすいと思う。

【上林委員】

資料3の5ページ「補足(2)_料金の設定」について伺いたい。市の方で設定される一般利用料金の上限を定める方式、まだ施設ができていない状況で設定せざるを得ないということだと思うが、実際に施設が出来上がって数年間は、例えば計画主体と協議しながら上限自体を調整するような柔軟な対応はあり得るのか。追っておこなう施設料金の設定は、条例の見直しなど手間もかかるような話ではないか。新アリーナは地域のスポーツ振興に大きなインパクトを与えると考えていて、利用者ニーズの変化が出るとすると、上限額が現状で想定できるもので本当に妥当かどうかは現状で定めていくのではないかな。施設の利用料金について柔軟に対応できるような体制を組んでおいた方がいいのではないかなと思った。

【前田副会長】

今先生がおっしゃったご質問で、これ別にこの施設だけじゃなくて、公共施設全般について利用料金をどうするのかと。一番厄介なのが、博物館とか美術館の入場料。あれは、資金コストがかか

っていないので、非常に安く抑えている。整備費を、おそらく耐用年数か何かで割り戻して決めている。スポーツ施設はよくわからないけど、なんかそういうやつに従って決めておいて、ただし、特段な事情がある場合にはどうのこうのというような基準を持っておられた方がいいと思う。こういうやつっていうのは、一番簡単なのはスポーツ振興センターだと思っている。あんなのは決めようがない、それで決めようがない時って、おそらくそういう形で決めてあると思う。決め方のプロではないが、一般利用であり、一般利用では儲ける必要はないわけだから、上限として枠を通りやすい条例設定にしておいていただいて、どうするのかだけを決めておけばいいと思う。

【上林委員】

2008 年に岡崎市で開館した岡崎げんき館という公共プール施設がある。開業初年度に来場者が多くプールサイドに持ち出すプール槽の水量が増えて、水光熱費が想定を超えてしまった例がある。アリーナなので、そこまで心配する必要ないのかもしれないが、エネルギーの損失であるとか、光熱費であるとか、たくさんの人に利用していただいたが故に、負担が増えるような話の恐れがないかなと心配になった。

【前田副会長】

PFI で整備した呉市の「てつのくじら館」もそうしたケースだった。入館者が予想を超えて押し寄せた結果、民間事業者の負担にかかる清掃費が膨張してしまった。一般的には期中で費用の増額を認めることのない PFI であるにもかかわらず、PFI の支払額の値上げをしたが、誰からも文句は出なかった。本件でどうなるかはわからないけれども、多数の市民の方々に使ってもらえた結果コストが増大したとしても、それに対して文句が出るとは思えない。文句をつけることは簡単なので、議会に通りやすいように、他の同種の公共施設で普通に使ってる料金設定をモデルにしたとおっしゃっていただくのが、一番説得しやすいような気がする。

【中村会長】

議論を整理する。今、施設を運営する費用が結構膨らんでしまい、赤字になった時どうするのかという議論に焦点が当たっているが、一般利用に関しては市内公共施設の利用料金単価を基準として、と書かれている。この読み方をそのまま読むと、コストビルドではなく、相対的な他の施設の料金に引っ張られる形で料金を決めていくという考え方になるのかなと思う。本件の特殊要因は、整備費は、負担付き寄附で入ってくるので市の負担としてはカウントしなくてもいいということ。このあたりを踏まえて、今の市の見解では、他の施設の相対的価格で引っ張ってきて整理しようとしている。そのあたりを、一旦明確にしてほしい。

【大屋室長】

まず、料金の決め方としては、一般利用とその他利用とで、入り口で大きく二つに分かれる。一般利用については、今、中村会長がおっしゃったように、他の公共施設等を見ながら料金を設定し、条例において上限を設定するというので、今回の資料にも記載している。

【中村会長】

上林委員と前田委員のご指摘は、すごくの確だったかなと思う。やはり、柔軟性を結構担保しなくちゃいけない。もしくは、今は議会の皆さんにご理解いただいているので、何か問題があった時は条例改正して柔軟に価格の上限を探らなくちゃいけないだろうというようなことがあっていいのかなと思った。そのため、そういったことが少し書かれるように、条例をどうたてつけていくのかというところも、ご検討いただけたらありがたいかなと思う。

【信江委員】

今の一般利用と興行利用というところについて、今書かれているのは、物品販売、営利、営業、宣伝、料金を徴収しない利用とあるが、例えば地元企業が利用する場合に料金を徴収するものではなく、例えば会議とか内定式とか入社式とかで使う場合、これは一般利用なのか。

【大屋室長】

物品販売、営利、営業、宣伝、料金を徴収しない利用ということに該当すれば、一般利用になる。

【信江委員】

それは大変いいことだと思うのが、公的なイベントで例えば環境保全の告知ステッカーを販売し、収益を公的な環境保全活動に充てるなど、別に営利を目的としているわけではないんだけど、実費いただくという形になっているケースも出てくると思う。こういった場合は、どういう判断をするのか。

【大屋室長】

正直非常に難しい問題だと認識している。その他利用であっても、やはり公共性が高いイベント等に関しては、料金の差別化を検討していかないといけないと考えている。一概に線を引いて、はいそうですか、とはいかないと考えている。

【信江委員】

難しい問題だが、結構そういうケースが出てくると思う。例えば、入場料無料の公的なイベントでも、来場者の便益を図るという目的で、キッチンカーなどが出店し、有料で飲食の提供を行う場合もある。入場料無料のイベントだから、お金をいただくわけにいかないの、来場者がみんなお腹をすかして帰るというのもおかしい話だ。具体的な話で申し訳ないのだが、いろいろなケースが出てくると思う。あと、資料3の8ページにある光熱費については、非常にいい整理だと思う。デフレの時代からどんどん物価も上がっているの、それにどう対応していくのかっていうのは非常に大事なところ。物価の変化の都度条例を見直すというわけにもいかないだろうから。

【前田副会長】

無料で一般利用をみとめるということには、実はちょっと疑問がある。というのは、安くし過ぎると周辺の民間施設の利用者を奪うことになるからだ。文科省のケースしか知らないが、例えば大

学の学生宿舍の整備をする場合、その利用料金はマーケットプライスを基準とするようにする。そうでないと、周辺の施設にダメージを与えるから。それを商業利用に委ねるとすると、先生がおっしゃったように自由度が上がる。その両者の天秤だと理解していた。そこは、周辺の施設との関係上、高い金額を支払えるときにはホテルを使っていたが、ここを使うとタダになるということになると、よろしくない。

【信江委員】

タダで貸すと考えていないと思うし、資料3の7ページに計画主体として「一般利用は市内の類似公共施設並みの料金」の設定を想定しているということだが、そこで重要になるのは類似の公共施設とは具体的に何を指すのかということ。実は器で見るのではなくて、施設が想定している対象利用者や、利用目的で類似性を考えるということが、すごく大事だ。第1回審議会で申し上げたが、スポーツ施設には「競技をするための施設」と「観戦を楽しむための施設」と「試合をやっていない時も賑わう施設」という三つのカテゴリーがあって、この三つのうちのどれを狙っているのかという話だと思う。それによって、ターゲットに対する対象は異なる。また、料金設定する際には、当たり前のことだが二つの方法があって、それは副会長のおっしゃったようにコストから算出する方法と、あとはマーケットプライスを参考に決定する方法だ。実際にはその二つを同時に考えながら価格を決める。後者のマーケットプライスについては、対象とするターゲットユーザーの定義によって、比較検討する対象が変わることに留意しなくてはいけない。

また、試合日以外も賑わう施設を整備する場合には、ユニークベニューとして、他の施設にはないものとして、利用することに価値が生まれることが重要である。そこを利用することに価値が生まれないと、その施設はにぎわう施設にならない。例えば、同じ会議をするのでも、今まで利用していた会議室よりは、アリーナの部屋で行う方が出席するメンバーも盛り上がり、より活発な議論が期待できたり、アリーナで入社式を開催したら新入社員さんも喜ぶであったり、内定式に活用したら内定辞退する人も少なくなるであったり、その施設ならではの価値が生まれる施設と、全く生まれない施設がある。部屋の装飾や仕上げなど内装がわからないので、どこを狙っているか詳細はわからないが、価値を生む施設を目指すのであるならば、類似施設として比較する施設はそういう観点で設定していかないといけない。公共施設でも、同様な対象を設定している施設の料金を見ないといけないし、そんなところでやったって何のモチベーションも上がりませんっていう施設の価格を参考にしても、全くそれはターゲットが違う。一方、安ければいいっていう利用者を対象にした施設もあり、それはそれで存在価値があると思うが、そういう施設より料金が高くても、ユニークベニューを借りたいというニーズは必ずある。どこを競合価格として設定するのかということが大事になるかなと思う。

ユニークベニューに価値を感じる利用者をターゲットに整備する公共スポーツ施設は今後増えていくと思うが、過去からの既存施設には少ない。試合で使っていないときは貸せばいいぐらいの感じのところが多いのかなと思う。試合日だけの収益を最大化することで、成り立つ施設というのは、以前にも申し上げたように、プロ野球のスタジアムだけ。バスケットボールや、サッカーは、興行日の収益を最大化しても、試合日数が少ないため施設の収益は不足する。そのため、試合をやっていない日の収益を最大化しないといけない。最大化するためには、客数を増やすのか、客単価を増や

すのか、料金を決める時はどのような利用者をターゲットにするのか、どういう目的の利用を想定するのか、これらがとても重要になる。

【中村会長】

今の書き方って、一般利用の利用料金は市内の利用料金単価を基準として状況を定めるようになっていて、文章をそのまま読むと、それよりも少し高いとか、場合によってはもっと高くするっていう選択はなく、基準だから、あくまでもそのまま引っ張ってくるしかないのかなって認識していた。そういう読み方ではなかったら、言っていただきたい。そうなった場合に、今の信江委員のご質問と根が一緒な質問なのだが、今回の施設は非常に高質な施設。だから、他の公民館とかの貸室と同じ料金設定とした場合においては、お得度、いわゆる割安感が圧倒的にアリーナの方に出てきてしまうんじゃないかということで、それは本当に市として好ましい形なのか。変な話をいうと、アリーナの方の稼働率が上がるけど、公民館とかの稼働率は下がる、アンフォーレの稼働率が下がる。こうなってしまうと、アンバランスが出てくるような気がする。だから、料金設定をいわゆる変数にしながら、全体としてどういうバランスを取っていくのが一番いいのか、つまり料金を探ることが必要で、そういう時に基準という書き方が正しいのかどうなのかがちょっと気になった。この辺を勘案しながら料金を決めていくというニュアンスが出るのがいいと思う。この点からすると基準が妥当かどうかという点に関して、ご意見いただきたい。

【大屋室長】

今会長がおっしゃった通り、基準という言葉を使うと、やはりそれが基準になるので、会長のご指摘のように、勘案という表現を使って改めていきたいと思っている。あと、こちらの施設が、非常にいろんな種類の部屋や利用目的を備えているアリーナだと思っている。安城市内にも、公民館に大小合わせて通常の会議室があるが、同じようにアリーナの中にも備えている。一方、VIP ルームは、近隣のホテル需要との競合、信江委員の言われるようにマーケットプライスを意識した料金設定というお部屋もあり、またこの辺りにはどこにもない広い席数を備えたアリーナなど、非常に様々な用途の部屋なり空間が備えているのがこのアリーナ。そういうのを含め、一般利用で近隣の公共施設等という言葉で一括りにしているところはあるが、通常のベタな部屋は条例によること、一方で運営権を併用しながらより稼げる場所はマーケットプライスを意識しながらの料金設定、VIP ルームやメインアリーナっていうのはそれを設定できると思うので、そのあたりも計画主体と協議していきたい。

【中村会長】

本施設は、都市再生法に基づく立地適正化計画のいわゆる誘導施設に設定していると認識している。したがって、市がエリアに人をなるべく誘導して、コンパクトシティのコアにしていくんだということからすると、政策融合を仕掛けていくっていうのがある話だと思う。ということも、先ほどの私が言った話と逆の触れ方として言えることができる。そういった面において、街づくりってすごく多面的に考えていくしかないなので、価格について今回の安城市さんのアプローチは正しいと

思う。計画主体と市が協議しながら、いいバランスをどう取っていけばいいのかを探っていこうということ、どのように文章に落とし込むのかに今悩まれているらっしゃると思う。方針そのものは非常に正しいと思うので、価格帯が多分変数となっているが、これを決め打ちではなくて、少し探っていきながら一番いいバランスというものに向けて泳げるようにしておくというのが、先ほど上林委員とか、前田副会長からのご指摘において重要だった点かなと思う。そのあたりの工夫を、引き続きご検討いただきたい。

【上林委員】

アリーナそのものに関しての利用料金もさることながら、アリーナ周囲のオープンスペースの利用に関して確認したい。今回の場合は、アリーナ外形の敷地を市が借り受けて、周りの民地はおそらく事業者が料金設定して周りのオープンスペースで使う想定と考えられる。一方、施設利用の実態を考えると例えばマルチコンコースと屋外スペースはセットで利用する話などが出てくると思う。今回の運営権の重畳利用により事業者側で料金の徴収によって整理はつくと考える。一方で、これまでの議論のなかでも出たように、地下埋設物などの関係のため実際には、建物外部に市の貸し出し設定をしなければならない範囲が出る可能性があり、整理が必要と考える。

【大屋室長】

アリーナの中のコンコースのようなイメージか、それとも本当の外の空地のことか。

【上林委員】

いわゆる民地に対して市が借り受ける範囲を設定した場合に、すごく中途半端なかたちで屋外空間に市の所掌の範囲が存在してしまう可能性について指摘した。例えば先ほどの屋内外を利用するような料金設定みたいなときにそうした市の所掌範囲はどのような扱いになるかとの質問である。

【大屋室長】

これまでの議論の通り、マルチコンコースを含め施設内の諸室等の貸し出しは指定管理者、あるいは運営権者として運営会社が行う。一方、屋外の広場については、運営会社が管理運営を行うものの、市民等への貸し出し等については整理できていない。また、市が借り受ける土地については、施設の投影面積分となるため、市が借り受ける土地の中は、全てアリーナが立地し、屋外にはみ出した土地は想定していない。

【上林委員】

どちらにせよ、屋外のオープンスペースを貸し出す際の、事業者側で設定する料金に関しては、市と事業者の間で情報として共有しておく必要はあると考える。多分そうした共有の場で整理していただく形になるのかなとイメージしていた。

【中村会長】

突き詰めていくと難しいこともたくさんできそうな気がするので、これから多分いろんな基本

計画、実施計画を立て、運用面も確立していく時にいろんなものを調整していかなくちゃいけないと思う。したがって、今この審議会でふわふわとしている状態でこうあるべきと言っても仕方ない。個別で言っても、多分的確なことが言えないような気がする。したがって、一つのまとめ方として、私から各委員の皆さんに提案だが、重要なのは、施設を実際管理運営するだろう運営側であり、事業者、計画主体と、市がどれだけ意見を擦り合わせる仕組みを作るのか。今の言葉でいうガバナンスなのだが、市がちゃんとガバナンスをかけていくっていうことも、ガバナンスがちょっと上から目線的なイメージに捉えられるのに対して、もうちょっと違う、同じ目線で擦り合わせていく共同事業なんだという、建付けを少し作っていく必要があるのかなと思う。これが、多分来年度以降の実施体制っていうものを考える時の一つのテーマであり、課題だと思う。そういう形で、申し送り事項として今の点を整理させていただいてよいか。

【上林委員】

問題ない。

【信江委員】

この施設の優先利用者団体っていうのは、シーホース三河さんだけか。

【大屋室長】

今回のプロジェクトの一番の根底から言うと、最上位にあたるのはBリーグの試合。

【信江委員】

Bリーグの試合の日程を決めた後に、一般利用を先着なのか抽選なのか、これから決めるやり方でやっていくという理解でよいか。

【大屋室長】

そのとおり。Bリーグの後に、興行やコンサートなど賑わい創出に係るその他の興行の予定があり、そのあとに一般利用の順となる流れになる。

【信江委員】

優先利用者団体の次に、賑わい創出に係わるその他の利用を設定することは、施設の収益面でありがたいことと思料する。

【上林委員】

当初議論でふれられていた話で、スポーツ振興に使う場合、利用日数の話が以降おこなわれていないと感じている。このアリーナを使う一般利用の方々、市民や団体の方々が使い出した時にちょうどいい市民利用と興行の日数のバランスはあると思う。追って変更できる柔軟さが、必要と考える。

【大屋室長】

計画主体は「年間で 180 日程度の市民利用」としており、これは興行だけでなく多くの市民に施設を使ってもらえるよう計画している。「市民利用」は、信江委員がおっしゃるように、全てが何もない空間を市民が利用することだけを市民が利用するという考えではなく、B リーグや興行コンサート等以外で、常に人が集まって活動されることが行われていれば、それも含めて市民が利用しているのではないかと考えている。市民が直接利用する機会だけでなく、市民が参加するイベント・体験がバランスよく予定されるよう、利用調整のあり方を検討する。

【上林委員】

他の自治体の話ではあるが、大きなアリーナのフロアの端で、ごく少人数でひたすらスポーツ利用するような、もったいない使われ方の事例を聞いている。本アリーナにおいて、貸し出し範囲が、マルチコンコースをはじめ様々な場所が想定されていることは活かしたい。例えば自分が行ったことのある施設に、ロンドンのオリンピックパークにあるカッパーボックスという体育館があるが、コンコースがトレーニングルームになっていたりとか、施設を使い倒すような感覚でアリーナだけでスポーツするのではない柔軟さを期待したい。いわゆる共用部分だろうが、下手したら、オープンスペースであればすべて貸し出し範囲として使えるという話までやってもらえると、ものすごくいい施設になるんじゃないかなと思った。

【信江委員】

今上林委員がおっしゃったことは確かにそのとおりだと思う。また、私がいたピースウイングは、スタジアム単体で年間 110 万人集めるという KPI があり、公表されていた。これからだと思うが、アリーナ単体でどれぐらいの人数を集めるのかという具体的な集客目標を KPI として設定し、自治体と運営主体が共通目標として目指していくのがいいと思う。参考までに、新聞報道によると、11 月末までで、ピースウイングには 118 万人の来場者があり、そのうち、サッカーの試合関係が 62 万 5,000 人で、残る 55 万 8,000 人は会議室の利用やイベントによる集客があったとのことだ。野球のスタジアムのように試合日数が多い訳ではないスポーツ施設で、一年を通じた賑わいを生むには、試合日以外の集客を増やすことが本当に大切だ。サッカーはバスケットボールに比べても、さらに試合数が少ないというのはあるが、バスケットボールのアリーナについても、先ほどから私がずっと申し上げている通り、一般利用や市民利用の定義を広げるということがいかに大切かご理解いただきたい。たくさんの方が訪れて喜んでいただいて、またリピートしたい、またあそこを使おうという形になるのが理想だ。賑わいの実現にあたっては、関係者共通の目標としての KPI の設定が重要になる。

【中村会長】

こちらの議題は審議事項なので、確認させていただく。いろいろとご意見を頂戴したけれども、今の設置管理条例および実施方針条例に定めている事業条件のうち、利用区分・料金設定について資料 3 の 3 ページ①②③の言葉の定義等は見直していただく必要があるかと思うが、基本的には一般利用とその他利用を分けて設定すること。一般利用に関しては、市内公共施設の利用料金単価

が基準とするかどうかは別としても、それらを参考にして条件を定めたその範囲内で運営権者が設定できるということ。そして、その他の利用に関しては、近隣の類似施設などの価格や利用者のニーズを勘案して、運営権者が設定できるようにすること。この3点に関しては、相当であるということによいか。

【全委員】

異論ない。

（４）次年度以降の検討に向けて

（事務局説明）

【中村会長】

もともと、計画主体から負担付き寄附を申し出いただいているときの一つのお話の中に、このエリアは南海トラフ地震の大きな被災のリスクが上がってきているだろうと、そういう懸念は少なくとも上がってきている。そのため、大規模地震があったときに、アリーナが防災の拠点としても貢献可能だというような話があったと思うし、私もそういう情報に賛同した記憶がある。こういったものは、どう運営していくのかという話とは別に独立した形で、その時そもそもプロスポーツがそういう状況では継続できるわけではないし、市民の興行とかというものよりも、まずはどう復興に入っていくのか、そのための生活をどう確立していくのかというものが非常に重要になってくるかと思う。そういったときの防災協定というものも、今後検討されていくという理解でよろしいか。であれば、しっかりとそういったことも、今回の国のガイドラインの中で言うと、不測の事態の対応とかに入ってくるのかもしれない。さらに、施設は不測の事態どころかもっと踏み込んで街をどう復興させていくのかというふうに、施設がどういう貢献をしてもらえるのか、その時に計画主体は何をやり、市は何をするべきなのかというものも、あらかじめ枠組みを決めておくことが重要かと思う。そのあたりも、記録に残しておいていただけるとありがたい。

（５）アリーナプロジェクトの機運醸成活動

（事務局説明）

【信江委員】

市民と連携した取り組みはすごく大事なことなので、これからもどんどん増えていくものと期待している。ただワークショップ等に来られる方はバスケットボールが好きな方やシーホース三河のブラスターのほかには、意識が高く市民としての活動に前向きな方が中心になると思う。この方々は機運の盛り上がり大いに力があるが、年間通じたにぎわう場所を作っていくためには、その方々だけではなく、日常的にはバスケットボールやアリーナにそれほど関心を持っていないサイレントマジョリティ、そういった方々に関心を持っていただくことが大変重要だ。サイレントマジョリティがたくさん来場し、施設を利用してこそ、本当の賑わいが実現する。機運醸成のための活動をしてなかなか響きにくい層ではあるのだが、いかにそういった方々を巻き込んでいって、待ち遠しい施設になるかというのが、本当は肝になるところだ。今の段階でそういったことで考えていることがあれば教えていただきたいし、ぜひ頑張ってくださいたいと思う。

【大屋室長】

アリーナのPRの進め方としては、安城市は市民を対象に行うことが前提なのだが、一方でシーホース三河さん、計画主体側としては、市を超えた広いエリア、今回の体験コーナーも隣の岡崎市の試合会場で行っていたり、刈谷市でも同じようなことを計画されていると、昨年豊田市でもやられた。安城市以外のエリアは、計画主体、シーホースさんが中心となってやっていただくというところを、まず一つの考え方として持っている。あと、それ以外の方法としては、市の広報誌を活用したPRだとか、市の中の各部門のいろんな事業に絡めて、シーホース、アリーナをPRする機会を設けることによって、いろんな角度から市民へアプローチができるのではないかと考えている。部署によって対象市民が変わるので、その視点を使いながら、広く市民に周知できたらと考えている。

【上林委員】

スポーツ環境の研究者として、メタバースを活用されたということをぜひ議事に残していただきたい。スポーツにおける共創的取り組みとしてデジタルツイン化であるとか、メタバースの活用について初めて実装できた日本初の事例であるということを、本当に強調したい。先ほどメタバースのモデルを体験させてもらうなかで自然と口に出てきたのが、「こことこのスペースが使いそう」などという話。例えば、マルチユニットをこんな感じでもうガラッと変えようっていう話になった時に、通常は紙に印刷して、現地の壁に貼ってみて、ここに看板をつけたらこんな感じかなとか、そんなアナログなことをずっとやっていた。それが、いわゆるデジタルツイン化された、メタバース上で検討ができる。オープンスペースの活用方法についても、今何もないのだけれども、あそこにこんな形でいろんな活動をしたらどういう人の流れができてみたいな話も、いわゆる人流シミュレーションを使って検討ができる。現在、細分化されている各工学領域に、全部横串を通すことができる話も含めて、イノベーション中のイノベーションであることをぜひ市の皆様にもご自覚いただきたいと考える。現在のホームゲームのアクティベーションだけではなく、今後、市とチームのコミュニケーションツールとしても使える。市民とスポーツ利用者が共有する施設の使い方に関する「メディアム」になり得る。コミュニケーションをうながす本当にいい媒介になると思うので、ぜひここにとどまらず、このメタバースをうまく核にしたプラットフォームを作っていただけると、ものすごくいい事例になると思う。

【中村会長】

ウェブで公開するような予定はあるのか。

【大屋室長】

今のところはない。後ろに控えていらっしゃるアイシンさんたちに、あとでよくご検討いただければと思う。

【信江委員】

見せていただいたメタバースは大変興味深かった。ただメタバースで一人がコントローラーを操作してやっているという形態だと、どうしても体験人数に限りがある。クラウド上にアプリケーシ

ョンデータを置き、ウェブで公開して、不特定多数の方が同時にクラウド上で入って体験できる、これもメタバースのいいところだと思う。そうすることによって、たくさんの人が体験できる。やっぱりたくさんの方に、わー、こんなのができるんだなーと思ってもらうためには、公開していくっていうのも考え方の一つかなと思う。それにはいろいろな費用もかかる場所なので、検討も必要だとは思うが。

【前田副会長】

駅前とか公民館とかに設置してもらえるとよい。

【信江委員】

本当は、家でパソコンから入れたり、スマホからアクセスできたり、個々人が自分の環境で操作できるのがよい。それが難しければ、個々人が操作するのではなくて、仮想でひとつのコースを設定してCG動画作品にしてしまうのもいいと思う。例えばひとつのストーリーを作って最初は外にいて、次にアリーナに入って各部屋をめぐるっていうようなCG動画作品を制作し、ウェブに公開する。要は特に関心のないたくさんの人に見てもらうのが大事。

【中村会長】

メタバースに関してもう一個言うと、メタバースに関心があるのが、中学生や高校生、場合によっては小学生だとすると、それは将来の安城にとってはまちづくりとか地域愛着という観点からすると、一番関心を持ってほしい人。ぜひ市政に関心を持ってほしい人のいわゆる導入口として、これを使っていくっていうのもありなのかなと思うのと、この手のものっていうのは、市民の中にもいろんな意見があると思う。総論として、シーホース、アリーナ賛成だけでも、じゃあ実際どうなるのっていったところにまさに疑似体験をしながら、仮想空間上でもそれぞれの人が自由意見を言い、それをテキストファイルで落とし込むと、市民の不安はどこにある、期待はどこにあるというの少し見えてくるのかなと思う。あるいは、市民意見の合意形成のためのツールとしてメタバースを活用するというような、実験みたいなものをしていただくと、すごくありがたいかなと個人的には思う。これは、あくまでも市に言っても仕方ない話で、後ろにいるアイシンさんに、ぜひ可能であればと思っている。それぐらい可能性があることをやっていただいたっていうこと。三河安城駅を降りて、建物が新幹線の方からはあまり見えないかなだけど、在来線の方から行くと綺麗に見えるのだったら導線はこっち側が良くないか、みたいな勝手気ままな意見がさっき出ていたのだが、やっぱりメタバースをやっているからこそ、初めて見えることだと思う。

【信江委員】

近年、若い人のスポーツ観戦離れの傾向が進んでいる。音楽の世界でも、音楽フェスが若者の集客に苦しんでいる。この傾向は、アメリカでも顕著で、若者層がそういったライブから逆に離れているっていうことが実は問題になりつつある。そのため、ピースウイングのプロジェクトでは、地元広島県下の大学と連携し、大学のゼミの授業で新たにできるサッカースタジアムにたくさんの若い人に来てもらうためにはどんな施策があるかということ、ゼミの課題として取り組んでいただ

いた。まず私が新スタジアムの構想を講義し、それに対して二週間ぐらい後に学生さんにアイデアを発表してもらった。ここで大事なことは、若い人たちが自分で考えた魅力あるスタジアムっていうのは、シンプルに若い人が行きたいスタジアムなのだという事。つまり、来てもらいたい人の意見を聞くのが一番いい。外でこうだろうか、ああだろうかとかいうよりは、来てもらいたい人、若い人に来てもらうのだったら、若い人に直接話を聞きに行くのが良い。例えば、地元大学などと連携するというのは大事かなと思う。

【上林委員】

先ほど日本初と言ったが、おそらくここまで計画段階で触れることができる意味で言うと、世界初だと思う。安城市が、かつて日本デンマークと呼ばれるような非常に先進的な取り組みで、様々な人たちの視察対象となった話が、もしかしたらメタバースでできるかもしれないぐらいのインパクトがあると思っている。それは、やっぱりアリーナだけではなく、国土交通省が進める Project “PLATEAU” という仮想空間プラットフォームをうまく使って駅前再開発という面的検討に併せ、市が進める人的な共創プラットフォームが並走している点が白眉であると思う。

【中村会長】

今年度の審議会は最後なので、最後に一人一人コメントをいただけたらと思う。

【前田副会長】

審査員をやっていると、動画が出ることですごくいいことがある。審査委員会だから、シナリオに沿ってどういう人もだいたい頭に全部入っちゃっている。今日きてあそこ見せていただいて、先ほど先生もおっしゃったように、駅前開発を一体化させてメタバースでやるとすごくいいものができる。ただ単にアリーナじゃなくて街づくりなり、街づくりの見せ方としてメタバースで見せるのは、少なくとも大規模なプレゼンテーションではやってない。今までなんでやってなかったかというと、お金がかかって小規模な事業者が出てこれないから。でも、このゲームはそうじゃなくて、大か小かどっちをやるかっていう話ではなくて、いかにこのグループでストーリーをよく見せるか、会長もおっしゃっていた基本的にこの事業っていうのは官民連携/PPP という形なので、どういところで安城市さんに貢献していただくのか。もう少し予算を取ってきて、アイシンさんと協力し、街づくり全体として見ていただけるとありがたいかなと思う。

【上林委員】

まさに共創都市を掲げていらっしゃる安城市のプロジェクトとして、本当にふさわしい形になってきていると思う。それは先ほどお話ししたメタバースの話もちろん、指定管理者制度とセッションの重畳利用であったり、様々な方向で審議させていただいている内容が全てほぼ国内初みたいな話が粒ぞろいになっていることを振り返ると、この審議会に参加させていただいて幸せであったと思う。メタバース上の広告物掲出は単なるシミュレーションに留まらず、仮想空間内でのイベントなどにも拡張すれば新たな収益機会になるなど、そういった話も含めて、実はできることは山ほど増えて可能性が広がっていると思う。共創的取り組みの中で、今までなかった領域のキャ

ッシュポイントみたいなものを生み出す取り組みは、ぜひチームならびに市民の皆様、ならびにスポーツに関わる全ての人たちを巻き込みながらやれば、より大きなイノベーションにつながると思うので、引き続きよろしくお願いしたい。

【信江委員】

これまでの審議会で申し上げた、スタジアムやアリーナには三つのカテゴリーがあるということや、市民利用の再定義についてもしっかり取り入れて、消化していただき、本当に嬉しく思う。繰り返しになるが、まずはシーホース三河のバスケットボールの試合でずっと満員のアリーナであること、次に、試合がやっていない日には多様かつ多世代の市民の方で賑わうこと。これは、難しいようだが、魅力ある空間を作れば必ずできると思う。外から見えても、安城市さんが一生懸命これに取り組まれているのはよくわかっている。

三河安城駅周辺のまちづくりの計画も見せていただいて、それに沿って、周辺地域を含めて、このアリーナが核になって賑わいを生んでいくためには、先ほどから申し上げるように、今はバスケットボールにはあまり興味がないのが、アリーナができたらずは行ってみたいというような方をどれだけ増やせるかが重要だ。そういった方々がアリーナでの良い体験を通じてリピートすることで、実はシーホースさんにとっての、新たなお客さんになっていく。だから、このアリーナは、ブースター、バスケットボールファンのためでもあるのだが、一方でシーホース三河のブースターを増やし、新たなバスケットボールファンを増やすアリーナであるべきだと思う。さらに試合を開催していない日にも、一般市民の方々が喜んで利用していただける計画になっていると思うので、実現を大いに期待している。

【中村会長】

このプロジェクトを拝見するにあたり、一つのプロジェクトなのだけれども、市、そして計画主体であるアイシンさん、さらには市民が一つの方向性をこんなに見ているプロジェクトって、そんなにはない。これは、プロジェクトの筋が良かったということもあるし、市の方々が当初から市民参加型で検討していかなくちゃいけないという方針を出されて、ずっと積み上げてきたこと、また、市民の方々も、もともとやはりシーホースに対する思いとかバスケットボールに対する思い、さらに言うと、三河安城駅に対するもうちょっと伸びてもいいんじゃないかなっていう忸怩たる思いとか、いろんなものが背景にあったのだと思う。というような恵まれた偶然が重なっているとは言いながらも、そのチャンスをちゃんと生かしてきたのは、この安城というエリアの人々の総力なわけで、これが今、先ほど皆様から言っている通り、総仕上げの段階にこれから入っていく。簡単なことではないと思う。まだまだ今日の審議の中においても、申し送り事項にせざるを得なかったようなことや不明確なことがあるかと思う。こういったものも、一個一個潰していかなくちゃいけないのだが、公民連携というのは、基本的には皆さんの合意を取ることができればあとはそれを契約にどう落とし込んでいくかだけだから、合意形成のところをしっかりとやっていくことができれば、乗り越えられない壁は全くないのかなと思った。素晴らしいプロジェクトになる可能性が随分上がった、この一年間だったと思う。

以上